

USPTO、COVID-19 関連商標の審判及び異議申立てにおける 試行プログラムを開始

2021 年 5 月 21 日
JETRO NY 知的財産部
石原、赤澤

5 月 14 日、米国特許商標庁（USPTO）は、COVID-19 関連の医療用製品及びサービスに関する商標出願について、査定系審判請求（ex parte appeal）における早期審理試行プログラム及び異議申立てにおける協議試行プログラムを開始した¹。

概要²は以下のとおり。

1. 早期審理試行プログラム

- 対象は COVID-19 関連の商標出願に関する優先審査プログラムを利用したもの。優先審査プログラムでは、COVID-19 関連で食品医薬品局（FDA）承認の対象となっている医療用製品及びサービスに関する商標出願が対象³。
- 商標審判部（TTAB）は該当案件の審理を迅速化し、審判請求書の提出から 6 か月以内に決定を下すことを目指す。
- 該当案件について審判請求を提出すると、自動的に本プログラムの対象となる。
- 現時点で時期や件数の制限はない。

2. 異議申立てにおける協議試行プログラム

- 対象は早期審理試行プログラムと同様。
- 当事者は、該当案件の異議申立て後の和解及び開示手続協議に際して、TTAB 審判官の参加を求めることができる。
- 現時点で時期や件数の制限はない。

（以上）

¹ <https://www.uspto.gov/about-us/news-updates/ttab-introduces-additional-programs-covid-related-applications>

² <https://www.uspto.gov/sites/default/files/documents/IQ-No-817518-Approved-and-Signed.pdf>

³ USPTO が 2020 年 6 月に開始した。料金不要で優先審査を受けられる。詳細は以下。
<https://www.uspto.gov/trademarks/laws/covid-19-petition-prioritize-applications>